

代理投票の擁護

山口 晃人

要旨

民主政の価値は、その意思決定手続きにおいて、人々を対等者として扱い、その利益を平等に代表する点にあるとされる。しかしながら、投票能力を持たない一定年齢未満の子どもが、自ら意思決定を行うのは現実的ではない。本稿では、子ども本人の代わりに、子どもの代理人が投票権を行使する代理投票の規範的な擁護可能性を検討する。具体的には、人々を対等者として扱い、その利益を平等に代表するという民主政の理想の観点から、代理投票、大人のみのもので平等投票権、(子どもを含む)万人の平等投票権を比較し、代理投票が最も優れていると主張する。

キーワード：代理投票、ドメイン投票、子どもの投票権、近似の誤謬、政治的格差原理

1. 民主政における子どもの投票権

1.1. 子どもの投票権

民主政の価値は、一人一票の平等な意思決定手続きによって、人々を対等者として扱い、その利益を平等に代表する点にあると考えられている⁽¹⁾ (e.g. Christiano 2008, Kolodny 2014, Viehoff 2014, 福家 2019: 81-9)。

しかしながら、実際には、子どもは投票権を認められていない。そのため、子どもは意思決定において、対等者として扱われているとは言い難い。また、彼らの利益は立法に十分に反映されていないように見える (e.g. Peterson 1992)。

他方で、子ども（特に非常に若い子ども）の政治参加には問題がある。なぜなら、彼らは投票に必要な能力を欠いているからである。投票には、政治や経済などの広範な領域における知識や、正義についての考えを精緻化し、反省し、修正する能力などが必要とされるが、子どもにはそれが欠けている (Dahl 2015: 75, 邦訳: 102, Christiano 2008: 128)。そのため、投票権を与えられても、自分たちの利益を決定に反映させるのは難しい。

(1) 一部には反対する論者もいるが (e.g. Brennan 2016)、民主政論では一般的な見解である (Bengtson 2020: 1067n1)。

つまり、子どもの投票権を認めないことは、意思決定手続きにおける平等という民主政の理想と矛盾する。しかし、子どもの能力不足を考えると、彼らに投票権を認めることはできない。

このような問題状況を背景に、近年、英米圏の政治哲学では、子どもの投票権の是非が盛んに議論されるようになってきている (Beckman 2009, Cook 2013, Goodin and Lau 2011, Lau 2012, López-Guerra 2012, 2014, Olsson 2008, Priest 2016, Rehfeld 2011, Schrag 2004, Umbers 2018, Wall 2014)。その中で、子どもの投票権支持者は、現状の最低投票年齢未満であっても、一定年齢以上の子どもは、政治的意思決定に必要な能力を保持していると主張する。例えば、アンバーズは、12歳以上の子どもは、投票するのに十分な能力を持っているので、最低投票年齢は12歳まで引き下げるべきだと論じている (Umbers 2018)。こうした主張は、一定の説得力を有しており、最低投票年齢を引き下げることは正当化可能かもしれない。

1.2. 本稿の射程

本稿では、子どもの投票権の是非について議論する代わりに、投票能力を持たない子どもに注目する。子どもの投票権の支持者も、反対者も、一定年齢未満の子どもには能力がないので、彼らに投票権を認めるべきではない (あるいは認めても意味がない) という点では合意している (e.g. Schrag 2004: 370)。しかしながら、能力を持たない子どもの利益をどのように代表すべきかについては、ほとんど論じられていない。つまり、子どもの投票権の議論は、投票能力の閾値をどこに定めるかという点に集中しており、閾値以下の子どもの利益をどう扱うべきかは考慮されていないのである。本稿では、投票能力を持たない子どもの利益を保護する制度として、子どもの代理人に追加で投票権を与える代理投票を検討する⁽²⁾。

2. 代理投票

2.1. 代理投票の定義

子どもの代わりに、その親が投票権を行使する代理投票の構想は、人口統計学者のドメイン (Demeny 1986) に因んで、しばしば「ドメイン投票 (Demeny voting)」と呼ばれる。しかしながら、本稿では、以下に述べる理由から、このような制度構想を代理投票と呼ぶことにする。

第一に、親による代理投票の構想をドメインに帰するのは必ずしも適当ではない。この構想

(2) 本稿が将来世代を含めず、現生する子どもの投票権の問題に議論を限定しているのは、現生する子どもが特に、市民間の対等性の問題となるからである (Cook 2013: 440-1)。子どもは共同体内の市民である以上、彼らが意思決定において平等に扱われていないとすれば、市民間の対等性の観点で問題となる。しかし、将来世代や外国人、動物など、デモスに含まれるかが論争的な存在者は、それらが平等に扱われていないとしても、市民間の対等性の観点で即座に問題になるわけではない。ただし、このことは、本稿の議論が将来世代などの利益代表にも援用できないということを意味しない。

はドメイン以前から提案されていたし (Van Parijs 1998: 309-14)、ドメインの論文では、この構想は主題的には論じられておらず、出生率を改善するための四つの提案の一つとして、一段落が割かれているのみである (Demeny 1986: 354)。

第二に、特に英米圏の子どもの投票権の文脈では、ドメイン投票という表現は用いられず、むしろ「代理投票 (proxy voting, proxy votes)」という表現が一般的である (e.g. Rehfeld 2011: 155, Umbers 2018: 20n23)。

第三に、本稿の扱う代理投票は、ドメイン投票よりも広義のものである。先行研究では、親による代理投票が検討されてきたが⁽³⁾、親以外が代理投票する構想もありうる。例えば、年齢的な近接性を考えれば、投票権を得た直後の若い有権者が代理投票を行う方が、子どもの利益に適うかもしれない。あるいは、有権者の中から無作為に代理人を選んで投票してもらう制度もありうる。

したがって、本稿では、以下の代理投票を検討する。

代理投票：投票権を持たない子どもの代理人に対し、追加の投票権を与える制度。

2.2. 先行研究

ドメイン投票については、ドメイン自身が出生率低下の解決策として提案したように、主に少子高齢化などの社会問題に対する政策的な効果に焦点が当てられてきた (e.g. Demeny 1986, 青木・Vaithianathan 2010)。また、実験などを通じて、制度が実施された場合に期待通りに人々が行動するかといった点が検証されてきた (e.g. Kamijo et al. 2019, Kamijo, Tamura and Hizen 2020)。

すなわち、先行研究では主に、代理投票を導入すると、どのような事態が起きるのかという点に議論の焦点が当てられてきたと言える。他方、代理投票のような制度を導入することがそもそも許容されるのかという、規範的な評価を行う文献は少数にとどまる。

まず、子どもの投票権に関連して代理投票に言及する文献はあるものの (Van Parijs 1998: 308-14, Schrag 2004: 376-7, Rehfeld 2011: 155-7, Umbers 2018: 20n23)、詳細な検討がなされているとは言えない。また、瀧川 (2017) も、票の不平等分配の可能性を検討する中で、ドメイン投票に言及しているが、それについて本格的な擁護は行っていない。

代理投票を主題的に扱う先行研究としては、ヴォルフら (Wolf, Goldschmidt, and Petersen 2015) とオルソン (Olsson 2008: 70-72) があるが、前者は親が代理人として機能するかを検討し、後者は代理投票を代表とのアナロジーを用いて擁護している。どちらの議論も、市民間の平等

(3) ドメイン自身は、「父親が男の子、母親が女の子の代理として投票する」、あるいは「0.5票ずつ、母親、父親が受け持って投票する」ことを提案している (ドメイン他 2011)。

を重視する近年の民主政論に基づく検討ではない。

しかしながら、民主政の価値として、市民の平等が重視されていることを鑑みれば、代理投票を規範的に擁護する上で、平等という民主政の価値との整合性の検討は避けられない。特に、先行研究が、関係の平等に依拠した民主政論の観点から、代理投票は好ましくないと指摘していることを考えると（Umbers 2018: 20n23）、この課題は非常に重要である。そこで、本稿では、人々を対等者として扱い、その利益を平等に意思決定に反映するという民主政の理想の観点から、代理投票の規範的擁護を試みる。

なお、以下では、代理人は概ね子どもの利益を代表する仕方で代理投票を行うと仮定する。この仮定を置くのは、以下の二つの理由からである。

第一に、既に先行研究で、代理人がある程度子どもの利益を代表することを支持する実証や実験が示されている。親が代理投票するケースについては、先述したヴォルフらが、いくつかの実証研究を援用して、代理投票が有効に機能する可能性が高いと論じている（Wolf, Goldschmidt, and Petersen 2015: 367-70）また、親以外が代理人になるケースについては、上條らの実験研究がある（Kamijo et al. 2019: 9）。いずれにせよ、代理人が子どもの利益をどの程度代表するかは経験的問題であるので、代理投票についての理論的な研究を試みる本稿では取り扱うことはできない。

第二に、代理投票が期待通りに機能するとしても、投票権を不平等に分配する代理投票が市民間の平等という民主政の価値と矛盾するのではないかという規範的な懸念は残っており、それに対処する必要がある。

そこで、本稿では、代理投票の有効性を前提した上で、代理投票の規範的正当化可能性の問題に取り組みたい。

また、本稿では、すべての市民が平等な投票権を持つことが原則であり、一部の市民から投票権を剥奪する場合には、積極的な正当化が求められること（Olsson 2008: 57-9, Priest 2016: 215）、子どもについては、その投票能力が不十分であることに基づいて、投票権の剥奪が正当化されていること（e.g. Dahl 2015: 75, 邦訳: 102, Christiano 2008: 128）を前提に、議論を進める。なぜなら、市民間の対等性を重視する現代の民主政論では、こうした見解が広く共有されており、本稿はそうした民主政論と代理投票との整合性を検討するものだからである。

最後に、本稿の関心は、代理投票の是非を検討することにあるため、被選挙権や代表制の問題は脇に置いて、投票権の問題に議論の射程を限定する。

第3節では、民主政の理想を定義した上で、エストランド（Estlund 2020）による近似の誤謬と相殺的逸脱の議論を参照し、万人が対等者として政治参加することが不可能な非理想的な状況においては、代理投票がある種の相殺的逸脱として正当化される可能性があることを示す。第4節と第5節ではそれぞれ、マルケス（Marquez 2015）の政治的格差原理の議論を援用することで、大人のみを平等投票権と、（子どもを含む）万人の平等投票権に対して、代理投票を擁護する。第6節では、結論を述べる。

3. 民主政の理想と近似の誤謬・相殺的逸脱

本節では、民主政の理想を定義した上で、それが達成されない非理想的な状況では、大人のみの平等投票権や（子どもを含む）万人投票権という代替構想よりも、代理投票が優れている可能性が、論理的にありうることを示す。

3.1. 民主政の理想

第1節で述べた通り、民主政の価値は、意思決定手続きにおいて、人々を対等者として扱い、その利益を平等に代表する点にあるとされる（e.g. Christiano 2008, Kolodny 2014, Viehoff 2014, 福家 2019: 81-9）。

そこで、本稿では、以下のような「民主政の理想」を仮定し、民主政の理想の状態により近いほど、その制度はより優れているとする。

民主政の理想：すべての市民が対等者として扱われ、その利益が政治的な意思決定に平等に反映される。

その上で、上記の民主政の理想が最大限実現されるのは、少なくとも以下の三つの条件が満たされる場合であると仮定する。

民主政の理想の三条件

- (i) 政治共同体におけるすべての市民が投票権を有する（包摂条件）
- (ii) 投票権を有する人々が持つ票価値は平等である（平等条件）
- (iii) 投票権を有する人々は、投票に必要な最低限以上の能力を持つ⁽⁴⁾（能力条件）

(i) 包摂条件が重要なのは、民主政の理想を最大限実現するには、万人が政治的な意思決定に対し、何らかの発言権を持つ必要があるからである。同様に、(ii) 平等条件が重要なのは、人々の発言権の大きさが平等でないと、意思決定において人々が対等者として扱われているとは言えないからである。最後に、(iii) 能力条件が重要なのは、人々が最低限の能力を欠いている場合には、彼らは何らかの発言権を持つとしても、彼らの利益が意思決定に効果的に反映

(4) 何をもって投票能力があるとみなすかは論争的である。ここでは、自分自身にとっての利益を理解し、政治的な選択肢がその利益に適うかどうかを判断する能力を投票能力として想定しているが、別の能力基準であっても差し支えない。

されるとは考えにくいからである。したがって、民主政の理想を最大限実現しようとするれば、これらの三条件を満たす必要がある。

問題は、民主政の理想の三条件が、現実には満たされないことである。少なくとも一定年齢未満の子どもは、投票に必要な最低限の能力を持たないと考えられるため、(i) と (iii) は同時に満たされない。つまり、民主政の理想は、完全には実現不可能な理想なのである。そこで考えなくてはならないのは、こうした非理想的な状況において、民主政の理想に可能な限り近づけるにはどうすれば良いのかということである。

方策はいくつか考えられるが、ここでは以下の三つの方策を検討したい⁽⁵⁾。

- (1) 大人のための平等投票権
- (2) (子どもを含む) 万人の平等投票権
- (3) 代理投票：大人のための投票権、かつ、子どもの代理人に追加の投票権

まず、(1) 大人のための平等投票権は、日本を含めた、現在の民主主義国において採用されている方策である。この方策は、先の民主政の理想の三条件のうち、(ii) 平等条件と (iii) 能力条件を満たす⁽⁶⁾。次に、(2) (子どもを含む) 万人の平等投票権は、ラディカルな子どもの投票権論者が支持する方策である (e.g. Priest 2016)。この方策は、三条件のうち、(i) 包摂条件と (ii) 平等条件を満たす。最後の (3) 代理投票は、本稿が擁護する方策である。この方策は、三条件のうち、(iii) 能力条件のみを満たす。

民主政の理想の三条件との適合性を考える限りでは、代理投票は一つの条件しか満たさないもので、二つの条件を満たす他の二つの方策よりも劣っているように見える。特に、大人のための平等投票権は、代理投票が満たす能力条件に加え、平等条件も満たすことができるので、民主政の理想の三条件に関して、代理投票の上位集合 (superset) である。

3.2. 近似の誤謬と相殺的逸脱

しかしながら、満たしている条件がより少ないことをもって、代理投票を簡単に退けることはできない。なぜなら、満たしている条件が少ない場合の方が、より理想に近いということが論理的にありうるからである。それを示唆するのが、エストランドの「近似の誤謬 (the fallacy of approximation)」と「相殺的逸脱 (countervailing deviation)」の議論である (Estlund 2020: Chs. 14-5)。

(5) その他の方策として、余命制、端数投票、年齢別選挙区などがあるが (Van Parijs 1998, Rehfeld 2011: 157-61, 瀧川 2017)、本稿では紙幅の都合上、これらの構想については検討できない。

(6) すべての大人が最低限の能力を有しているかは論争的であるが (Cf. Brennan 2016)、ここでは、議論のために、大人は投票に必要な最低限の能力を有していると仮定する。

先に、近似の誤謬の議論から見ていく。近似の誤謬とは、与えられたモデルシナリオの価値貢献条件のうち、少なくとも一部の条件を欠いている選択肢の中で、ある部分集合よりも、その上位集合の方が優れていると推論してしまう誤謬のことである (Ibid.: 275)。ここで言うモデルシナリオとは、条件がすべて満たされたケースであり、価値貢献条件とは、そのモデルシナリオを実現するために必要な条件の集合である。つまり、近似の誤謬が示すのは、条件A、B、Cが満たされた状態(モデルシナリオ)が望ましいということから、Aが満たされないときにB、Cを満たすことが、Bだけを満たすことやCだけを満たすこと、あるいはどの条件も満たさないことよりも望ましいと推論することはできないということである。

近似の誤謬の例として、以下の錠剤の例がある。

三錠のうち二錠は悪くない? :あなたが重篤な病状を治療するために、毎日三つの薬を飲んでいるとしよう。あなたは三つの薬のうちの一つを使い果たしてしましたが、残りの二つは持っている。この二つの薬を服用することが、一つだけを服用するか、もう一つだけを服用するか、または何も服用しないという他の選択肢よりも優れていると仮定することはできない。(Ibid.: 274)

この例におけるモデルシナリオは、薬を三つとも服用すること (A & B & C) である。しかし、薬のうち一つ (A) がいないとき、残りの薬を両方服用すること (B & C) が、他の選択肢 (Bのみ、Cのみ、服用しない) よりも望ましいとは限らない。例えば、残りの薬のうちの一つ (B) が重篤な副作用をもたらす薬で、なくなった薬 (A) がその副作用を抑えるのに必要だとすれば、その薬を服用しない (Cのみ、飲まない) 方が望ましいかもしれない。

近似の誤謬の議論を援用すれば、単に大人のみのもので平等投票権が代理投票の上位集合であるということをもって、前者が後者よりも、民主政の理想をより良く実現すると結論づけることはできないということになる。つまり、民主政の理想の三条件のうち、包摂条件を満たさずに、平等条件と能力条件を満たすことは、能力条件のみを満たすことよりも悪いかもしれない。

次に、相殺的逸脱の議論を見ていく。相殺的逸脱とは、モデルシナリオからの更なる逸脱によって、最初の逸脱によって失われた価値の一部または全部を回復させることを意味する (Ibid.: 291)。以下の交通渋滞の例を考えてほしい。

交通渋滞: ある共同体の非黒人による政治的選択のパターンが、既存の不正行為の問題を解決することなく、投票所での黒人の投票率を抑制する政策 (有権者識別法など) を意図的に導いているとしよう。黒人活動家が選挙の日に非黒人地区で交通渋滞を計画し、相殺する仕方で投票率を抑制することで、この不正を相殺しようとする計画を考えてみよう。(Ibid.: 291)

この例でのモデルシナリオは、誰もが自由に投票に行けることである。しかしながら、現実には黒人の投票は抑制されている。

黒人活動家が交通渋滞を引き起こすことは、黒人の投票抑制の問題を改善するどころか、黒人以外の投票まで抑制するものであり、モデルシナリオの条件からの更なる逸脱をもたらす。しかしながら、この逸脱は、黒人の投票率の抑制を非黒人の投票率の抑制によって相殺することで、黒人の投票率だけが抑制されていた状況よりも、モデルシナリオに近い状況をもたらすかもしれない。

交通渋滞の例と同様に、代理投票もまた相殺的逸脱の一例とみなしうる。先述の通り、代理投票は、包摂条件を満たして民主政の理想の三条件をより良く充足するどころか、平等条件にも違反することで、現状の大人のみ平等投票権よりも更に逸脱する。しかしながら、そのことは、代理投票が大人のみ平等投票権よりも、民主政の理想の観点でより悪いということの意味しない。なぜなら、包摂条件から逸脱していることによって生じる悪さが、平等条件を更に逸脱することで、相殺される可能性が存在するからである。したがって、代理投票は、相殺的逸脱として正当化される可能性がある。

ただし、上記の議論はあくまで、代理投票が大人のみ平等投票権よりも、民主政の理想の観点で、論理的により優れている可能性があることを指摘するのみである。とはいえ、民主政論者が、民主政の理想とその三条件を支持しつつ、三条件が同時に実現できない非理想的な条件下では代理投票を支持するという立場をとりうることを示す点で、上記の議論は決して無意味ではない。

次節では、代理投票が大人のみ平等投票権よりも優れていることを示す、より実質的な議論を提示する。

4. 政治的格差原理による擁護

前節では、民主政の理想の三条件をより良く満たしていることをもって、大人のみ平等投票権が代理投票よりも優れていると推論するのは近似の誤謬であり、前者から後者への移行は相殺的逸脱として正当化される可能性が論理的に存在することを示した。本節では、「政治的格差原理 (political difference principle)」(Marquez 2015) に基づいた、代理投票のより実質的な擁護論を展開する。

4.1. 政治的格差原理と逆財産投票権

ここでは、マルケス (Marquez 2015) の政治的格差原理の議論に基づいて、代理投票の擁護を試みる。政治的格差原理とは、その名前からもわかる通り、ロールズの格差原理を政治的平等の問題に適用したものである。ロールズの格差原理では、社会的・経済的不平等は、最も不

遇な人々の期待利益を高める場合にのみ、正当化される (Rawls 1999: 72, 邦訳: 114)。それと同様に、政治的格差原理によれば、代表の不平等は、最も不遇な人々の期待利益を高める場合にのみ、正当化される (Marquez 2015: 495)。

マルケスが問題視しているのは、貧富の差がもたらす代表の不平等である。マルケスは、実証研究を援用して、政治的な意思決定において、貧困層の利益が過少代表され、富裕層の利益が過剰に代表されていると論じる (Ibid.: 490)。

それでは、こうした代表の不平等はどのようにすれば解消できるだろうか。マルケスが提案するのは、「逆財産投票権 (reverse censitary suffrage)」と呼ばれる制度である。この制度では、各人の投票力は、その人の所得 (または財産) に反比例する仕方と与えられる⁽⁷⁾。すなわち、より所得 (または財産) が低い市民の票ほど、一票の価値が増すのである。これにより、平等投票権の下で生じている富裕層に有利な代表の不平等が相殺され、より代表の平等に近づくことができることとされる。その意味で、逆財産投票権は、交通渋滞の例と同様に、前節で紹介した相殺的逸脱の例である。

4.2. 大人のみのも平等投票権との比較

上記のマルケスの提案は非常に論争的であり、多くの批判を招くものである。例えば、政治的格差原理の適用対象として、貧困層が適切なのかについては、議論の余地があるだろう。代表の不平等に苦しんでいるのは、貧困層に限られない。女性や、人種的・民族的・宗教的少数派なども、同様の状況にあるかもしれない。したがって、逆財産投票権の導入が代表の不平等の改善に資するものであるかは明らかではない⁽⁸⁾。

それに対し、代理投票はより正当化可能なように思われる。なぜなら、子どもが政治的な意思決定において、最も不遇な立場に置かれていることは明らかだからだ。マルケスが問題視している貧困層であっても、少なくとも形式的には平等な投票権を有している。それに対し、子どもは形式的に平等な投票権さえ保障されていない。その意味で、政治的格差原理に基づき、彼らの政治的に不平等な地位が彼らの期待利益⁽⁹⁾を高めるものであることを要求する上で、子

(7) マルケスの提案では、各人の票価値は以下のように決定される。まず、有権者を所得 (または財産) にしたがって、階級 n に割り振る。次に、最貧困層の純所得中央値は y_1 とし、階級 n の純所得中央値は y_n とする。最後に、比例パラメータ p を選択し、 i 番目の階級の人の票価値は、 $(y_i/y_1)^p$ とする。 $p < 0$ のとき、各人の票価値は、各人の所得に反比例する仕方と与えられることになる。例えば、 $p = -1$ で、階級が 10 あり、最富裕層の純所得中央値が最貧困層の 6 倍のとき、最貧困層の票は最富裕層の 6 倍の票価値を持つことになる (Marquez 2015: 496-7)。

(8) こうした批判に対する応答として、(Ibid.: 500-7) を参照。

(9) ただし、民主政の理想の観点からすると、ここで言う利益には、非物質的な利益、特に平等な市民として扱われることに対する利益も含まれる。

どもは最も適切な立場にあると言える。

このことは、代理投票に対して生じうる批判に応答する上で、非常に重要である。例えば、代理投票に対しては、子どもを代理する大人と、子どもを代理しない大人との間の不平等の観点から批判が生じうる (e.g. Umbers 2018: 20n23)。代理投票の下では、子どもを代理しない大人は一票しか持たないのに対し、子どもを代理する大人は、代理する子どもの人数に応じて、複数票を持つことになる。これは、投票権の平等に明らかに反しているのではないだろうか。

しかしながら、この批判は、大人のみ平等投票権と代理投票の両制度において、最も不遇な地位に置かれているのは子どもであるという事実を見逃している。確かに、子どもを代理しない大人は、代理投票の下で不平等に扱われているかもしれない。とはいえ、代理投票における彼らの不平等な処遇は、両制度における子どものその比ではない。それゆえ、政治的格差原理に基づけば、それが大人のみ平等投票権よりも、子どもの期待利益を高める場合には、代理投票は正当化されることになる。

したがって、万人を対等者として扱い、その利益を平等に代表する民主政の理想への近似を目指す民主政論者は、子どもの利益の観点から、大人のみ平等投票権よりも、代理投票を支持する一応の理由を持つ。

5. なぜ万人に投票権を付与すべきではないのか

第3節と第4節では、代理投票と大人のみ平等投票権を比較し、前者が後者よりも民主政の理想の観点で、より優れていると論じた。本節では、代理投票と（子どもを含む）万人の平等投票権の比較を試みる。

5.1. 万人の平等投票権との比較

万人の平等投票権と、代理投票の相違点は、子ども本人に投票権が認められているか、それとも子どもの代理人に（追加の）投票権が認められているかという点にある。

両制度の比較に当たって、指摘すべき点が二つある。第一に、比較は子どもの利益の観点からなされるべきである。無論、子ども本人に投票権を与えるか、それともその代理人に投票権を与えるかという選択は、子どもだけでなく、その投票によって影響を受けるすべての人々に影響を与えるものである。しかしながら、第4節の政治的格差原理の議論に基づけば、この選択は、それによって最も不遇な地位に置かれるかもしれない子どもの利益を最も重視してなされねばならない。

第二に、投票権基準は、現状の最低投票年齢である必要はなく、子どもの投票権論者が主張するように、然るべき年齢に引き下げることが可能である。その意味で、万人の平等投票権は、子どもを含めたすべての市民に投票権を付与するような仕方投票権基準を設定した代理投票

と同値である。

上記の二つの指摘を考慮すると、どちらがより優れていると言えるだろうか。まず、第1節でも述べたように、非常に幼い子どもは投票能力を明らかに欠いている。投票権を持つことは、こうした子どもには何の利益ももたらさないだろう。それに対し、代理投票を導入し、彼らの代理人に追加の投票権を与えることは、彼らに利益をもたらす蓋然性が高いかもしれない⁽¹⁰⁾。そうだとするならば、代理投票は、投票権を行使できないことで、政治的な意思決定において最も不遇な地位に置かれる子どもの期待利益を高めるので、政治的格差原理に基づいて正当化される。

5.2. 代理投票と子どもの投票権

上述の通り、代理人が効果的に子どもの利益を代表する限りにおいて、代理投票は、万人の平等投票権よりも、子どもの期待利益の最大化の観点、ひいては民主政の理想の観点でより優れている。しかしながら、このことは、現状の満18歳以上の投票権に加え、代理投票によって、18歳未満の子どもの代理人に追加の投票権を与える制度を支持するものではない。なぜなら、18歳未満の子どものみであっても、十分な投票能力を保持しているかもしれないからだ。

それでは、何が本人投票と代理投票の閾値を定める基準になるだろうか。政治的格差原理からは以下のような条件が導かれるように思われる。

逸脱条件：万人の平等投票権というデフォルトからの逸脱は、その逸脱によって手続き上不平等に扱われる人々の期待利益が、すべてを考慮した上で (all things considered)、逸脱によってデフォルトの状態よりも高まる場合、かつ、その場合にのみ正当化される。

逸脱条件によって特定される代理投票と本人投票の境界線は、アンバーズが満12歳が妥当な最低投票年齢であると主張するように (Umbers 2018)、0歳よりも高く、満18歳よりも低いものになるだろう。したがって、子どもの期待利益を最大化する、より民主政の理想に適った投票制度は、最低投票年齢を引き下げた上で⁽¹¹⁾、代理投票を導入するものである⁽¹²⁾。

(10) 親などの保護者が代理人を務める場合には、代理人の自己利益に基づいた投票が行われたとしても、子どもにとって有益な場合がほとんどであると思われる。なぜなら、生計をとともにしている親子の利益は、一致することが多いと考えられるからである。

(11) 一律に最低投票年齢を下げる代わりに、子どもの発達に応じて、投票権を与える年齢を変える方が良いかもしれない。例えば、ウォールは、親に代理投票を認め、子どもが自ら投票することを望んだ時点で、子ども自身が投票する制度を提案している (Wall 2014: 118-20)。

(12) 本稿の議論では、選挙制を想定して議論を進めてきたが、代表者を市民からの無作為抽出によって選出するロトクラシー (lottocracy) についても、同様の議論が成り立つ。つまり、能力が十分でない子どもが

6. 結論

本稿では、民主政の理想の観点から、代理投票の規範的擁護を試みた。第3節では、民主政の理想を定義した上で、エストランド (Estlund 2020) による近似の誤謬と相殺的逸脱の議論を参照し、代理投票がある種の相殺的逸脱として正当化される可能性があることを示した。第4節および第5節では、マルケス (Marquez 2015) の政治的格差原理の議論を援用することで、大人のみを平等投票権と、(子どもを含む) 万人の平等投票権よりも、代理投票が民主政の理想の観点で優れていると論じた。

本稿の貢献は、以下の二つである。第一の貢献は、子どもの投票権論で見落とされてきた、投票能力の閾値以下の子どもの問題に焦点を当てたことである。投票能力を持つ子どもに投票権を与えつつ、代理投票によって、能力を持たない子どもの利益を代表することで、より良く子どもの投票権の理想が達成されるはずである。

第二の貢献は、市民間の平等に依拠した現代の民主政論の観点から、代理投票についての規範的擁護論を提示したことである。代理投票に関する先行研究は、代理投票の効果に焦点を当ててものが多く、規範的な擁護を試みるものであっても、現代の民主政論に基づいて、その擁護を展開するものはなかった。代理投票は従来、市民間の対等性を重視する民主政論とあまり整合的でないと考えられており、両者の整合性を示すことは、代理投票論にとっても、民主政論にとっても重要な意義を持つと考えられる。

本稿は、すべてを考慮した上での正当化を提供するものではないが、代理投票が相殺的逸脱として正当化される余地があり、また政治的格差原理に基づけば、大人のみを平等投票権や万人の平等投票権よりも、民主政の理想に近いと考えられる一応の論拠を示している。

謝辞

本稿の草稿は、2021年2月5日に民主主義理論研究会で報告させていただき、参加者の方々から多数の有益なコメントをいただいた。また、第3節のエストランドの議論は、井上彰先生のゼミでの議論から示唆をいただいた。二名の匿名査読者の方には、本稿の主張を明確にし、改善する上で重要なお指摘をいただいた。本稿を執筆する上でお世話になったすべての方に、心より御礼申し上げます。

参考文献

- Beckman, L. (2009) *The Frontiers of Democracy*. Palgrave Macmillan.
 Bengtson, A. (2020) "Differential Voting Weights and Relational Egalitarianism," *Political Studies*, Vol. 68, No. 4. pp.

無作為抽出によって代表に選ばれた場合、その代理人が代表を務めるべきである。

1054–70.

- Brennan, J. (2016) *Against Democracy*. Princeton University Press.
- Christiano, T. (2008) *The Constitution of Equality: Democratic Authority and its Limits*. Oxford University Press.
- Cook, P. (2013) “Against a Minimum Voting Age,” *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, Vol. 16, No. 3, pp. 439–58.
- Dahl, R. A. (2015). *On Democracy, 2nd ed.* Yale University Press. 中村孝文訳 (2001) 『デモクラシーとは何か』 岩波書店。(第一版からの翻訳)。
- Demeny, P. (1986) “Pronatalist Policies in Low-Fertility Countries: Patterns, Performance, and Prospects,” *Population and Development Review*, Vol. 12, pp. 335–58.
- Estlund, D. M. (2020) *Utopophobia: On the Limits (If Any) of Political Philosophy*. Princeton University Press.
- Goodin, R. E. and Lau J. C. (2011) “Enfranchising Incompetents: Suretyship and the Joint Authorship of Laws,” *Ratio*, Vol. 24, No. 2, pp. 154–66.
- Kamijo, Y., Hizen, Y., Saijo, T. and Tamura, T. (2019) “Voting on Behalf of a Future Generation: A Laboratory Experiment,” *Sustainability*, Vol. 11, No. 16: 4271.
- Kamijo, Y., Tamura, T. and Hizen, Y. (2020) “Effect of Proxy Voting for Children under the Voting Age on Parental Altruism towards Future Generations,” *Future*, Vol. 122.
- Kolodny, N. (2014) “Rule Over None II: Social Equality and the Justification of Democracy,” *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 42, No. 4, pp. 287–336.
- Lau, J. C. (2012) “Two Arguments for Child Enfranchisement,” *Political Studies*, Vol. 60, pp. 860–76.
- López-Guerra, C. (2012) “Enfranchising Minors and the Mentally Impaired,” *Social Theory and Practice*, Vol. 38, No. 1, pp. 115–38.
- López-Guerra, C. (2014) *Democracy and Disenfranchisement: The Morality of Electoral Exclusions*. Oxford University Press.
- Marquez, X. (2015) “Maximizing Accountability to the Least Privileged: The Difference Principle, the Fair Value of the Political Liberties, and the Design of Democratic Institutions,” *Polity*, Vol. 47, No. 4, pp. 484–507.
- Olsson, S. (2008) “Children’s Suffrage: A Critique of the Importance of Voters’ Knowledge for the Well-Being of Democracy,” *The International Journal of Children’s Rights*, Vol. 16, pp. 55–76.
- Peterson, P. E. (1992) “An Immodest Proposal,” *Daedalus*, Vol. 121, No. 4, pp. 151–74.
- Priest, M. (2016) “Why Children Should Be Allowed to Vote,” *Public Affairs Quarterly*, Vol. 30, No. 3, pp. 215–38.
- Rawls, J. (1999) *A Theory of Justice Revised Edition*. Oxford University Press. 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳 (2010) 『正義論 改訂版』 紀伊國屋書店。
- Rehfeld, A. (2011) “The Child as Democratic Citizen,” *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 633, Issue 1, pp. 141–66.
- Schrag, F (2004) “Children and Democracy: Theory and Policy,” *Politics, Philosophy and Economics* Vol. 3, No. 3, pp. 365–79.
- Umbers, L. M. (2018) “Enfranchising the Youth,” *Critical Review of International Social and Political Philosophy*.
- Van Parijs, P. (1998) “The Disfranchisement of the Elderly, and Other Attempts to Secure Intergenerational Justice,” *Philosophy and Public Affairs* Vol. 27, No. 4, pp. 292–333.
- Viehoff, D. (2014) “Democratic Equality and Political Authority.” *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 42, No. 4, pp. 337–

75.

Wall, J. (2014) "Why Children and Youth Should Have the Right to Vote: An Argument for Proxy-Claim Suffrage," *Children, Youth and Environments*, Vol. 24, No. 1, pp. 108-23.

Wolf, S., Goldschmidt, N. and Petersen, T. (2015) "Votes on Behalf of Children: A Legitimate Way of Giving Them a Voice in Politics," *Constitut. Pol. Econ.*, Vol. 26, pp. 356-74.

青木玲子、Vaithianathan, Rhema (2010) 「少子化と世代間所得分配の政治経済学」『経済研究』 Vol. 61, No. 2, pp. 117-25.

瀧川裕英 (2017) 「票を不平等に配分する一票配分原理の探究」『立教法学』第95号、pp. 120-44.

ドメイン・ポール、青木玲子、牧原出、牛尾治朗、柳川範之 (2011) 「「ドメイン投票法」の衝撃」NIRA No. 62.

福家佑亮 (2019) 「デモクラシーを支えるもの」『実践哲学研究』第42号。